

平成 26 年度第 4 回茨木市立保育所の民営化  
に伴う移管先法人選考委員会（中津）

議事要旨

- 1 日 時 平成 26 年 7 月 4 日（金） 午後 6 時 30 分～ 8 時 38 分
- 2 場 所 茨木市役所 南館 3 階 防災会議室
- 3 出席者（順不同）
  - (1) 選考委員会委員  
小田委員、新野委員、柴田委員、富賀委員、岡委員、吉村委員、  
松岡委員、赤土委員、楚和委員、
  - (2) 事務局  
佐藤こども育成部長、中井保育幼稚園課長、小西保育幼稚園課民営化担当参  
事、吉田保育幼稚園課長代理、前田保育幼稚園課管理係長、北川保育幼稚園  
課副主幹、窪田保育幼稚園課副主幹、西田保育幼稚園課職員
- 4 案 件
  - (1) 応募法人の資金計画及び経理状況等について
  - (2) 応募法人の選考（予備審査）について
  - (3) その他
- 5 発言要旨

委員長： ただ今より、第 4 回の道祖本保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員  
会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、また、極めて暑い中をご出席いただきまして、誠  
にありがとうございます。

また、本日、委員全員がご出席ですので、会議は成立しております。

まず、審議に入ります前に、本日の配付資料を事務局から確認してく  
ださい。

事務局： 配付資料の確認。

委員長： それでは、案件審議に入ります。

早速ですが、A 委員からご説明をお願いいたします。

A委員： それでは、ご説明させていただきます。

まず、安定性ですけれども、短期の支払い能力や純資産の充実度の状況等を見ることによって、安定した施設の財政基盤が確立しているかどうかを把握します。

次の費用の適正性ですけれども、社会福祉事業ですから、儲ければいいということではないので、費用が低ければいいということにもなりません。

他の指標とのバランスを見ながら見ていかないといけないのですが、費用の状況について、良質なサービス提供に必要な支出が行われているか、また、冗費が生じていないか把握します。

要は、良質なサービスですから、十分に、お金をかけていますかという反面、逆に、冗費が生じていないということは、無駄遣いがありませんかということです。

だから、安過ぎてもいけないし、かけ過ぎてもいけないというところを見ないといけないので、単純に多ければいい、少なければいいという話ではありません。

それから収益性です。

ここは、事業に投下された資本や、事業に対する収入の効率性を把握します。

社会福祉事業とはいえ、ある程度、効率性を追求した運営・経営をしていただかないと、当然、厳しくなりますので、その大意がどうなのかというのを見ていくのが収益性ということになります。

次に、生産性ですけれども、事業に投入した資源に対する算出表を評価するのが生産性であり、施設の保有する人員や設備が十分に活用され、それに相応しい収入をあげているかを把握します。

人員や設備が十分ということです。基本的には、どちらかという労働力の方を中心に生産性というのを見させていただいています。

4つの大きな視点で、ご説明させていただきます。

継続性につきましては、運用収支計画を提出いただいておりますが、整理している中で、各法人に、幾つかご確認させていただき、比較のために調整させていただいております。

調整項目につきましては、施設整備等補助金収入という欄があるのですが、募集要項の中にありましたように、移管年度の初年度に、必要に応じて、建物の修繕費用として、500万円の補助金がございますので、見込んでおられない法人には、その収入を見込んで調整させていただいております。

なお、違う項目などで見込まれている場合は、入れ替えを行うなどの調整のほか、退職共済掛け金支出など、法人間の収支のバランス（入れたり、除いたり）を調整させていただいています。

一応、確認させていただいたこと、それから組み替えさせていただいたことは、その程度でございまして、今後の継続性という部分では、この資料の数値を基本に、皆さんに、ご検討・ご判断いただくことになると思いますので、よろしく申し上げます。

その他、独立行政法人福祉医療機構が、編集された標準指標に基づいて説明。

委員長： ありがとうございます。

前年度の会計処理と重なって、非常にお忙しい時期に膨大な時間と労力をかけていただきまして、具体的に、かつ、分かりやすくご説明を聞くことができました。改めて、お礼を申し上げます。

大変ありがとうございました。

本日のご報告について、各委員から、何かご質問やご意見がございませうでしょうか。

各委員： 【意見交換】

委員長： ありがとうございます。

今日の案件としましては、経営基盤についてとなっておりますが、この後、応募法人の施設を視察していただいて、その場で経営者の方々から保育所の移管についてのお考えなどを具体的にヒアリングするということとなります。

判断基準は、経営基盤を含めて5項目あります。

他の4項目については、応募資料や現地視察、それから法人の説明を聞いていただいて、ご判断いただくということになります。

経営基盤、資金計画や経理状況等についての判断をするにあたって、疑問の点などがありましたら、ご確認していただくのがこの案件の意義であります。

B委員： ちょっと経営基盤の話から外れるかも知れないですけども、今後、法人が決まると思うんですけど、決まった法人とうまくやっていくことが多分、重要なのかなと、個人的には思っていますし、応募書類の中で、3者協議会に対する姿勢とか、そういったことを重視して見ていました。

例えば、ちょっと経営基盤と今度は結び付けるんですけども、任意的に、それを手厚くしてくれるようなところというのは、個人的には、プラスかなと思っていますし、例えば、今の中津保育所のパートさんを継続して雇いましょうというところで、そこにパワーを掛けてでも継続し

てくれるような計画をしてくれているのであれば、そこは、それでプラスかなと思っていますので、どことは言わないですけども、そこだけを見るわけじゃなくて、この先、より良い環境を作ってくれるというところを重視してご判断していただければと思います。

委員長： 保育の内容や職員に関しても、今、ご意見が出ましたけれども、各委員から、何かご質問やご意見がございますでしょうか。

各委員： 【意見交換】

C委員： 食育って、これから子どもの体づくりということで大事だし、今、公立保育所でも、かなり力を入れて、食育の取り組みというのはされていると思うのです。

実際、中津保育所では、どうなっているのか、分からないのですけれども、A法人の沿革のところでも、田植え、稲刈り体験とか、芋ほり体験、それから、菜園活動、調理活動を通して、それなりに工夫してやってきたということで、実際のところ、保育の展開を見ていまして、食育についても、しっかり書かれておられるのです。

そういうときに、数字というのは、すごく大事なことだけれども、実際、応募書類の内容も見ながら考えていかないと、誤解してしまったりということがあるので、私は、応募理由について、法人の地域とのつながりとかを大切に思い、それぞれ、皆さん、新しい保育所に対して思いを抱えておられますけれども、食育については、私なりに、考えて読ませていただきました。

D委員： このA法人ですけど、役員の履歴書が付いていなかったように思うのです。必ず付けないといけないという訳でもないのですか、役員構成内訳書でも良いのでしょうか。

事務局： 申込用紙のところに役員構成内訳書という形で、理事長、施設長、理事、監事等の履歴書等にしていますので、必ずということでもなく、名簿で、職業、役職、住所などが分かればということで、お願いをさせていただいています。

ただ、付けていただいているところは、しっかりと履歴書を付けていただいているというのが現状です。

D委員： 同じことと言いますと、B法人も、履歴書がないですね。

事務局： この法人も、確か、役員一覧が付いていたかと思います。

E委員： 市の方にお聞きしたいと思っていまして、障害児保育について、ケースによって支援記録を作られていたり、名前は抜いて、配慮事由とか、保育指導が、それぞれあったと思うのですけど、C法人の資料の最後で、必ずしも、まだ、発達障害とか知的障害とか確定ではないのだけれども

多動であるとか、言葉の遅れが見られるとかという方の別添資料で生年月日であるとか、何歳児という表が載っていたのですけども、4歳時、5歳児、3歳児、10名前後おられる、すごく多いなと思ったのですけど、それは逆にそういう支援をしますよというのを売りにしているというか、公に受け入れますよというふうにされている園なのでしょうか。

事務局：　そうです。

E委員：　だから、こういうふうに受入されているということですね。

事務局：　市の方からも、要配慮児童でございますとか、障害者の方で、集団保育が必要だということでご判断をさせていただいたときには、保護者の方のご希望もあるのですけど、こちらの方から受け入れていただけますかということで、各園の方をお願いをさせていただくというふうにさせていただいていますので、受け入れていただいています。

E委員：　それは、茨木市内に、たくさんある保育園の中で、特に、私立の中では、特に、そういう障害を抱えた方とか、子どもさんとか、発達障害の疑いのあるという方を、積極的に受け入れますという園が幾つかあるのですか。

事務局：　そうです。基本的には、公・私協調して、公立も私立も、そういう障害児保育に取り組んでいます。

やはり、その中で体制の確保でありますとか、すぐには対応できないというふうなこともございまして、違うところにご案内をさせていただくということもございますけれども、積極的な法人の姿勢が、そういう受け入れの多さに表れているところも、若干あるのかなというふうには考えております。

E委員：　幾つか、その辺を見比べてみたりして、A法人は、2名ぐらいの提出記録があって、このような対応をとというのがあって、職員がこういう研修に行ったというような記載があったりしたのですけども、特に、専門的ではない先生が、そういう子どもさんを受け入れるということで、研修に行かれて対応しているのかなって、逆に、たくさん受け入れるということであれば、そういう専門的な知識や技能を持った方を積極的に雇用されているのかなとかいうふうに資料から予測したのですけど、そういう面もあるのでしょうか。

事務局：　市の方でも、障害児の連続講義というのを開催させていただいて、そこに私立の保育士の方も参加をしていただいて、一緒に、そういう取り組みを進めておりますので、そういうところに参加をしていただいているというのが現状です。

D委員：　C法人は、応募の理由の中に、ことさらに書いていますよね。

資料の3ページ、応募理由のところなのですが、「要保護、要配慮児童の受け入れに関しても、一度も拒否することなく」という記載があり、強調なさりたいということなのかなと、今、納得いたしました。

F委員： 全ての法人において、予定している施設長の記載があるのですが、施設長、年齢67歳というのはどうなのですか。

事務局： 民間に、それぞれ定年というのもあるでしょうし、今、元気な高齢者の方も、たくさんいらっしゃいますので、一概に67歳がだめだということではないというふうに考えています。

F委員： 行政は、一応60歳なので、要するに施設長、現場のトップなので、色々と走らないといけないこともあるだろうし、どうなのかな。

事務局： 移管条件の中には、民営化の事業評価のときに少しそういうところも重点を置いていただきたいという、外部の委員からのご意見ございまして、施設長の設置には、法人が最大限の努力をしていただくというようなことで位置づけております。

F委員： これまでの民営化において、3者協議会を含めて、行政から、それぞれに、何か、特別に指導したとかいうようなことはありませんか。

事務局： 当時の民営化の内容を、どこまでお伝えしていいのかあれなのですが、実際に、保育園の方で、お子さんが外に出られたと事例がございました。

そういうところがありまして、そこについては対策をしっかりと立てていただいて、行政の方も、しっかりと三者協議会の方で、保護者の方と議論しながら進めたという経緯はあります。

C委員： 乳児保育のことで、質問なのですが、保育士の資格を持っているところでは、各法人に差はないと思うのですが、やはり、C法人の0歳児とか、1歳児の子どもの指導計画を見させてもらったら、例えば、0歳児は、首が据わるとか、どうしても発達を中心に書かれていることがあるのです。

やっぱり、保育所の役割というのは、養護の教育ということで、その生活の中で安心、信頼感という部分で、本当に子供たちがゆったりして、その中で担当制とか、それは、保育所指針にしっかりと明記されています。

だから、保育内容のそういう子どもたちとの関係づくり、また、保護者を巻き込む関係づくりとか、そのあたりのところで、去年もそんな話をさせてもらったのですが、なんか改善というか、そのあたりを見られるのかなと思っています。

A法人の方も感じるのですが、D法人の方も、こういう感じで書かれているので、そういうあたり、乳児保育をどういうふうに、保育所の

中で位置づけてやっていくというところの姿勢というのが、もうちょっと欲しかったかなと思います。

事務局： 基本的に、公立も私立も保育所指針に基づいて、保育を実施されておられるというのが現状です。ですので、乳児に対する保育に、大きな違いは、そんなにないかなというふうに考えています。

ただ、規模が違う保育所につきましては、確かに、子供の数は多くなりますので、その辺については、少し見た感じが、そういうふうにご判断されるというのもあるかも知れませんが、実際に保育していただいているのは、現場の保育士ですので、しっかりと指導計画、年間指導計画などを立てていただいで、随所に、法人が保護者のご意見をお聞きしていただけるような姿勢も、少し、あったのかなというふうには、全体を読んだときには感じましたけども。

D委員： 法人が、挑戦しておられる、その気概というか、それは大変ご立派なことだと思えるのですが、この1年の間で、何か、変わってきたこととか、目立ったこととか、そんなことが、もし把握しておられましたら教えていただきたいです。

事務局： 特に、保育に関しては、どこの保育園も、そんなに、何か、特段に変わったかという、同じ保育を継続されているというふうに思います。

ただ、申込書を持ってこられた各法人は、各委員の皆さんのご意見に真摯に対応したいというふうには、しっかりとおっしゃっておられたので、もし、今後、どこの法人が、この選考委員会で、選考されるは分かりませんが、本審査になったときには、しっかりとそういうところも、見ていただき、ご判断いただければと思います。

G委員： 次の話になってしまいますけれども、書かれていること、やろうとしている部分、それから、先ほどの保育士の増員、そういう赤字になっても保育士の質の向上ということで、そういう意欲は、書類上は見られるのではないかと思います。

E委員： 差し支えなければ、どのあたりが、疑問に感じられたのかというのは、あまり悪い話は耳に入ってこないのです。

G委員： 私が思ったのは、比較論になってしまうのですが、2つ見に行ったときに、保育士の表情が、少し、選ばれた方が、生き生きと子どもに向かってされているような印象はありました。

そういう点が、少し違ったのかなと思いました。

ただ、伝統のあるところですので、一時的に見たときにそう感じたのかも知れませんが、しっかりとやっていただいているとは思いますが、当然、ノウハウをお持ちですから、見に行ったときは、たまたま、そう

いう印象を受けたという感じです。

委員長： この後、予備審査をしていただきますが、書類で審査をするというのが、予備審査となりますから、ここまでの資料の読み込みと、それから本日のご説明、意見交換を通じて、各委員がご判断をいただける準備は整っておりますでしょうか。

さらに、確認すべき点がございましたら、ご遠慮なくご質問いただけますでしょうか。

A委員： 1点だけ、基本的なことなのですが、D法人の施設長は資格なしになっているのですが、これは問題ないのですよね。

事務局： 資格は特に求められていませんが、一定の経験は必要になります。

A委員： 経験は、何十年と書いておられるのですが、資格はなしとなっているので、大丈夫なのかなと思ひまして、ありがとうございます。

F委員： 予備審査の選考結果の公表はどうなりますか。

事務局： 法人名は、A・B・C・Dという表記で、各委員も同じく、A・B・C…という表記で公表する予定です。

選に漏れた法人の欄には、網掛けをさせていただきます。

前回、公開のイメージ図でお示しさせていただいていますが、委員名、法人名は出さずに公開をさせていただきます。

今回は、そこにあるホワイトボードに、選考結果を記載し、委員名、法人名も、全てオープンにさせていただきますので、意見交換していただければと考えております。

F委員： 選に漏れた法人の名前は、外に出ない訳ですね。

事務局： 名前は出ないです。ただ、例えば、予備審査の段階で、一旦、C法人、D法人が、本審査には進まない法人だということは明らかになりますし、A法人、B法人が、本審査に進みましたということは分かりますが、A・B・C・Dの法人名は分かりません。

最終的に、移管先候補法人として決まったところは、法人名を公表いたします。

F委員： 応募した法人名は、公表するけれども、最終的には、移管先候補法人として決まった法人名しか出ないということですね。

事務局： そうです。

F委員： だから、他の三つの法人は、選に漏れたということです。

事務局： そうです。

A委員： どの段階で、選に漏れたかまでは、分からないということですね。

C委員： 決まった後、話をするというのは、何を話すのですか。

事務局： それは、選考の透明性とかを確保するために、例えば、この法人を何

故、選ばれたのですかとか、それを各委員で意見交換をしていただくという機会を設けるということで、前回、ご説明させていただきました。

委員長： この委員会の場で、例えば、A委員は、何故、こういうご判断されたのですか、理由を知りたいですとか、関係者に説明する必要がありますとか、そういうお立場の委員がおられた場合に、結果に至った背景を少し議論し合う時間を選考の後、設けるということになっておりました。

それでは、選考の内容、方法に話題が及んでおりますので、もうこれ以上、ご質問がなければ、議題の2番目の予備審査に進ませていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし

委員長： ありがとうございます。

その予備審査の方法とか、選考結果の公表の仕方などについては、前回の会議におきまして、委員会として合意したところでございます。

今回は、中津保育所の移管先法人として、4法人からご応募がございましたので、本日の予備審査におきましては、今、事務局からご説明がございましたように、本審査に進まない、この時点でご遠慮いただく法人を二つ選んでいただきます。

その選考方法につきましては、今日、配られております予備審査の評価表というのがございます。

ここに、4つの法人名が書かれております。

この4つの中から、本審査に進まない、2つの法人に、チェックを記入していただきます。

そして、それを事務局で集計していただきまして、委員ごとに、チェックした法人が分かるような形で、ホワイトボードに記載をしていただきます。

その際には、この委員会における透明性といいますか、選考結果の公平を確保する観点から、法人名、委員名を明らかにしつつ、意見交換をしていただき、できるだけ、どのような選考が行われたかを会議録に残したいというふうに考えております。

こういう方法で予備審査を行います。ご質問などはございませんでしょうか。

各委員： なし。

委員長： それでは、ただ今から、本審査に進むべき2法人を選考するために、具体的には、本審査をご遠慮いただく法人を選考したいと思います。

各委員の皆さまは、本審査の対象としない法人名の横の選考結果欄に、2つ印をつけていただきますよう、お願いいたします。

各委員： 【選考】

委員長： それでは、事務局の方で、回収をお願いします。

事務局： 【回収】

委員長： 結果をホワイトボードに記載していただきますので、その間、5分間程度、休憩ということにさせていただきます。

(休憩)

委員長： それでは、委員会を再開いたします。

予備審査の選考結果について、事務局からご報告願います。

事務局： この場から失礼します。

A法人7票、B法人0票、C法人3票、D法人8票。

したがいまして、本審査をご遠慮いただく法人につきましては、A法人とD法人という結果になっております。

以上でございます。

委員長： ありがとうございます。

この結果について、各委員間で議論をする時間といたします。

例えば、A委員は、どういう理由で判断されたのか、そういったご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

B委員： まず、あまりよかった理由は、あえて言わないようにしますので、選に漏れた法人のことをちょっと言いますと、D法人は、先ほど言ったように、三者協議会に取り組む姿勢が、正直、感じられませんでした。

言葉は悪いですけど、本当に、ちゃんと募集要領を理解して応募されていますかというレベルで、正直、ちょっと、そう感じて選びませんでした。

他の3つの法人は、特に、三者協議会も、ちゃんと理解されているなというような印象でした。

それと、D法人を選ばなかった理由なのですが、これは、純粋に、先ほどご説明いただいた経営基盤の問題が一番大きいです。

経営基盤が、一番、弱かったかなというのと、規模の小さいところが、中津保育所を運営できるかなと、純粋に、心配になりました。

このような理由から、この2つの法人にいたしました。

委員長： 他の委員が、どうして、このような判断をされたのかをお聞きになられても結構です。

いかがでしょうか。

感想でも結構ですけれども、あまり本審査に影響を与えない範囲でお願いいたします。

G委員： 2つの法人を選ばなかった判断としては、委員がおっしゃいましたよ

うに、三者協議会というところで、やはり公立保育所を安定的に、継続的に引き継いでいただきたいという思いがあります。

そういう意味で、選ばなかった法人については、その引き継ぎの体制とか、3者協議会に臨む態勢、そういうところが、他の法人と比較して、弱いというふうに判断しました。

もう一つ、別の考えになるかも知れませんが、民営化にあたって、やはり、特別保育というところをしっかりとやっていただきたいと思っています。

何点か、その特別保育のメニューがあるのですが、選ばなかった法人については、そういうところの積極的な提案がないというところで判断させていただいたところです。

他には、色んな点がありますが、この2点を重点的に見て、判断させていただいたということです。

委員長： 他には、特に、ご発言はございませんでしょうか。

各委員： 特になし。

委員長： それでは、公表されるイメージを、もう一度、確認させていただきたいと思いますので、事務局からご説明いただけますでしょうか。

事務局： 法人名は、全て、上からA・B・C・D法人となります。

委員名は、こちらも、順に、A委員、B委員、C委員と続くような形で、A法人とD法人のところに網掛けが入るような形になります。

この網掛けした法人が、本審査に進まない法人ですという文言が入ります。

ただし、この選考結果については、法人を直接、評価するものではないという文言を入れさせていただきます。

委員長： 本審査に進むB法人とC法人は、固有名が出ますか。

事務局： ここは出ないです。

委員長： 「B法人、C法人」と表記する訳ですね。

B法人は、チェックが付いてなく、C法人に、チェックが3つ付いているということが分かる訳ですね。

事務局： そうです。

A委員： 当然、A法人とD法人には、選考されなかったという通知が行くと思うのですが、C法人に丸が3つ付いたとか、そこまでは通知しないのですか。

事務局： そこまでは通知いたしません。

本審査に進む法人、また、選考されなかった法人として、選考委員会で決定させていただいたことを通知いたします。

- 委員長： それは、いつ公表されますか。もう明日、早朝には出るのですか。
- 事務局： 実は、昨年と同様に、委員長から市長に報告をしていただくということをさせていただきたいと考えております。
- その文案については、すみませんが、本日、ご用意させていただいておりませんので、委員長に、一任をしていただければと考えております。
- 月曜日に手続を経て、早ければ月曜日の夕方には公表したいと考えております。
- 委員長： 月曜日に手続きされ、決裁と同時に、法人には結果報告されるということですね。
- また、ほぼ同時に、ホームページで公開するということですね。
- 事務局： そうです。
- 委員長： 公表の仕方について、ご質問ございませんでしょうか。
- E委員： 保育所の保護者向けには、もう月曜日以降、公表していいということですか。
- 事務局： 法人名の公表はいたしません、保護者の方には、本審査に進む法人を見学していただくという準備もありますので、本審査に進んだ法人が分かる形になりますけども。
- 委員長： 本日の案件は、全て終了いたしました。
- 慎重なご議論をいただきまして、ありがとうございます。
- (3)のその他という項目がございますが、事務局から、何か連絡事項等がありましたら、お願いいたします。
- 事務局： 本日は、4法人の資金計画並びに経営状況等につきまして、慎重なご審議を賜りまして、誠に、ありがとうございます。
- また、A委員につきましては、詳細な分析をしていただきまして、本当に分かりやすいご説明をしていただき、ありがとうございます。
- さて、今後のスケジュールでございますけれども、次回の選考委員会は、法人が運営する施設の視察及び当該施設でのヒアリングということになります。
- 日程につきましては、本日、選考いただきました、2つの法人と、直ちに調整をさせていただきますが、開催日時につきましては、既に、決定をさせていただいております、7月14日(月)、それと7月15日(火)の両日をご用意させていただいております。
- 両日とも、午前9時半に現地に到着、午前11時半頃まで視察、ヒアリングを行う予定にしております。
- なお、現地に向かう交通手段といたしましては、公用車をご用意させていただきますので、出発時刻は、現地到着の30分前、午前9時を予

定しております。

したがいまして、午前9時に市役所本館東側玄関の前に、ご集合いただくということでお願いをしたいというふうに考えております。

また、今、申し上げました内容につきましては、後日、正式に各委員に、ご案内をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、委員以外の保護者の皆さまの見学会につきましては、改めて、事務局で日程調整を行いまして、ご都合の良い日を、ご連絡させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

委員長： ありがとうございます。

予備審査の結果の市長への報告につきましては、その文案等、委員長に、一任いただけますでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、委員会を終了させていただきます。  
長時間にわたって、大変ありがとうございました。